

指名停止措置業者

| 商号又は名称  | 指名停止期間                      | 指名停止の理由  | 指名停止措置基準  |
|---------|-----------------------------|--|---|
| サンリン（株） | 令和8年1月16日から令和8年5月15日まで（4か月） | 公正取引委員会は、令和7年11月26日、独占禁止法第8条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部の支部員17社に対して、課徴金納付命令を行った。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。 | 飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2（第2条、第4条—第6条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 2<br>(1) |
| 渡辺商事（株） | 令和8年1月16日から令和8年5月15日まで（4か月） | 公正取引委員会は、令和7年11月26日、独占禁止法第8条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部の支部員17社に対して、課徴金納付命令を行った。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。 | 飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2（第2条、第4条—第6条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 2<br>(1) |
| （株）本久   | 令和8年1月16日から令和8年5月15日まで（4か月） | 公正取引委員会は、令和7年11月26日、独占禁止法第8条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部の支部員17社に対して、課徴金納付命令を行った。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。 | 飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2（第2条、第4条—第6条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 2<br>(1) |